

単体規定 1-10	敷地内の通路
敷地内の避難通路（トンネル状通路）	
関連条項：令128条	

【内容】

- ・ 府Q & A集2-60「敷地内の避難通路（2）」における必要最小限の範囲で設置できる開口部の取扱いは以下のとおりとする。

凡例：○：設置が可能 △：設置可能（特定防火設備とすること） ×：設置不可

- ・ 住室……………×
- ・ 管理人室……………△
- ・ 集会室等の居室……………×
- ・ 小規模な倉庫(危険物倉庫除く)…△
- ・ メールコーナー……………△
- ・ 便所……………△
- ・ ゴミ置き場……………△
- ・ 電気室、ポンプ室等の機械室……………△
- ・ 自動車駐車場……………×
- ・ 車路（駐車スペースなし）……………○
- ・ バイク置場(総排気量に関係なし)…×
- ・ 自転車置場……………△（ただし、開放性が有するとみなせる場合は○）
- ・ DS・PS・EPS・MB……………△

【解説】

- ・ トンネル状通路（以下、「通路」という）に関しては必要最小限の範囲で開口部を設けることはやむを得ない。ただし、火災発生の危険性が大きい等、防火上・避難上支障が大きい室の開口部を除く。
- ・ 開口部は常時閉鎖式の特定防火設備を原則とするが、随時閉鎖式（煙感知器連動）も可とする。
- ・ 通路の天井高さは2.1m以上とすること。
- ・ 通路内に壁掛けのメールボックスは設置可能であるが、壁を貫通するメールボックスは開口部と見なし、特定防火設備の設置が必要である。

【参考】

- ・ 府Q & A集2-60「敷地内の避難通路（2）」p37